

# 令和7年度 宇美中学校いじめ防止基本方針

宇美町立宇美中学校

## 1 宇美中学校いじめ防止基本方針の目的と基本理念

### (1) 目的

本校いじめ防止基本方針を策定することにより、本基本方針を基に、本校におけるいじめ防止対策組織の設置、学校の設置者との適切な連携、学校の実情に応じた対策の策定等を行い、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処等）について全職員の共通認識・理解を図り、一致協力した体制確立・推進を目的とする。

### (2) 基本理念

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、宇美中学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

#### (いじめの禁止)

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

#### (学校及び教職員の責務)

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

## 2 本校におけるいじめ防止対策の基本となる事項

### (1) 基本事項

- ①全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、「いじめゼロが宇美中生徒の常識」をいじめ防止のスローガンに掲げ、生徒・教職員・保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努めるものとする。
- ②学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感・自己存在感の涵養に努めるものとする。
- ③生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。
- ④いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を講じる。
- ⑤インターネットを通じて行われるいじめの対策については、いじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

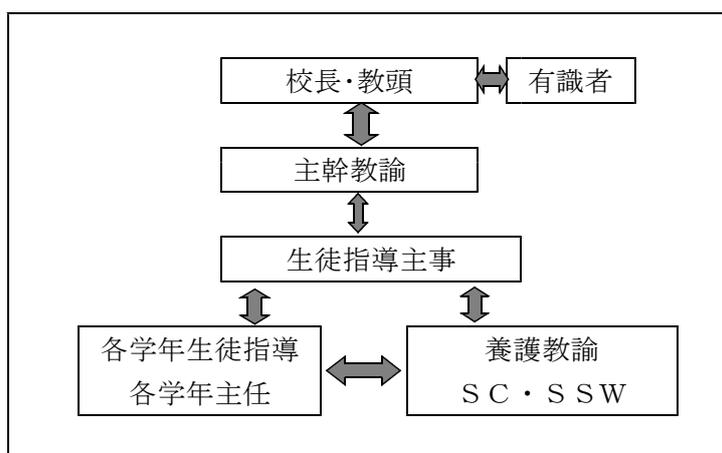
(2) 「いじめ防止対策組織」について

① 「校内いじめ問題対策委員会」の構成

校 長	河野 徹	第1学年主任	宮田 一徳	養護教諭	林 雛瀬
教 頭	梶原 博文	第2学年主任	大山 舜平	S. C	山本 博美
主幹教諭	坂本 美佳	第3学年主任	大田 潤一郎	生徒指導	畑中・今村
生徒指導主事	橋岡 雄太	教育相談	永田 有花	有識者	総務課安全・安心

※ 場合により S S W の参加あり

② 「校内いじめ問題対策委員会」組織図



③ 「校内いじめ問題対策委員会」の主な役割

- 本校いじめ防止基本方針に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- 学校におけるいじめであるかどうかの判断を行う。
- 関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導者支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的実行を行う。
- 本校基本方針に基づく、学校いじめの問題への取組を評価するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果をもとに、指導の改善に活かすようにする。

3 本校におけるいじめ防止等のための基本的な対策

(1) 予防に関すること 【未然防止・早期発見】

- ①学級・学年・部活動等での望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体験活動、及び人権教育の充実を図る。
- ②生徒の変化を適切にとらえるために、毎月「生活アンケート」を実施するとともに、毎日の「生活ノート」の有効活用を図るものとする。

- ③特に教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平時から生徒との関わりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合は、すみやかに校内いじめ問題対策委員会を開催し、その情報を管理職及び全学年で共有するものとする。
- ④生徒相互及び生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図る。
- ⑤保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
- ⑥教育相談活動の充実を図る。
- ⑦いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストを活用した研修を毎学期、実施する。

(2) 対応に関すること【早期対応・早期解決・継続指導】

- ①いじめが予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図ること。
- ②常に被害者の立場に立った対応を心がけること。
- ③学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決を図る。
- ④対応の各段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応すること。

段 階		留 意 点
1	事実把握	○正確で偏りのない事実調査 ○全体像の把握 ○管理職へのすみやかな情報伝達
2	方針決定	○ねらいの明確化 ○指導役割の分担 ○全職員の共通理解
3	指導支援	○被害者の心情理解 ○原因の把握 ○加害者の反省 ○被害者と加害者の融和
4	継続支援	○正確な経過観察 ○再発防止 ○当事者、保護者への継続支援

(3) 相談に関すること【未然防止・早期発見】

- ①生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- ②教育相談活動の充実を図る。
  - ・三者相談，二者相談の定期開催（6月・11月・1月）
  - ・機会を捉えての相談の効果的実施
- ③SCを効果的に活用することにより、幅広い情報収集に努める。
- ④学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に外部相談機関を周知する。
  - ・子どもホットライン24 （092-641-9999）
  - ・いのちの電話 （092-741-4343）
  - ・24時間いじめ相談ダイヤル（0570-0-78310）

4 本校におけるいじめ防止等のための年間計画

重点項目	ねらい	具体的内容・方法	時期	評価		
				8月	12月	年度末
1.教師の視点からの早期発見の取組	○気になる生徒に対する共通理解を図る。	○校内いじめ問題対策委員会の設置。 ○定期的な学年会議による配慮が必要な生徒の情報の共有化と指導方針の決定。 ○スクールカウンセラー・養護教諭との情報交換。	通年			
2.児童生徒の視点からの早期発見の取組	○生徒の学校生活や家庭での不安や悩みを把握する。	○生活アンケートの実施（毎月実施）。 ○教育相談週間の設定。	6月 11月 1月			
3.保護者の視点からの早期発見の取組	○保護者の危機意識の向上と情報提供。	○家庭用チェックリスト、アンケート等を活用して保護者との連携を図る。	7月 12月 3月			
4.いじめ問題等に関する校内研修会等の充実	○いじめ問題への取組の共通理解と危機意識の高揚。	○「いじめの早期発見・早期対応の手引」等を活用した校内研修会。 ○夏季休業中のいじめ問題に関する校内研修会。	5月 8月			
5.教育相談体制の整備	○生徒の悩みや不安の軽減解消を図る。	○教育相談週間の設定。 ○日頃からの保護者との連携。 ○スクールカウンセラーの活用。 ○相談ポストの設置。	6月 11月 1月 通年			

## 5 いじめ発生時への対処

### (1) 発生時の対応

校内いじめ問題対策委員会を開き対応を協議する。その後、以下の①～⑤の対応をとる。

#### ①いじめられた生徒からの事実確認及び保護者への対応

- 管理職や関係職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭訪問には、学年所属職員（学年主任等）が担任に同行するなど、複数で対応する。

〔生徒〕

- いじめられた生徒の安全を確保する。
- 保護者の了解を得た上で、事実確認を行う。
- 生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。
- 生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

〔保護者〕

- 保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
- 生徒と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

#### ②対応方針の決定及び役割分担

- 管理職や関係教職員で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- 収集した情報は速やかに生徒指導担当や管理職に伝えることができるように、教師の情報連絡体制を整える。

#### ③いじめた生徒・周囲の生徒からの事実の調査・確認

- 5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。
- いじめた生徒から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- 周囲の生徒から聞き取る際には、例えば、グループで面接し、「困っている友達はいないか」などの問いかけから聞き取りを行うなどの工夫を行う。
- 生徒・保護者に確認した事実に基き、行った行為及びその行為を受けた生徒の心情を伝える。そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等について共に考えながら、家庭での子どもの接し方等について助言する。

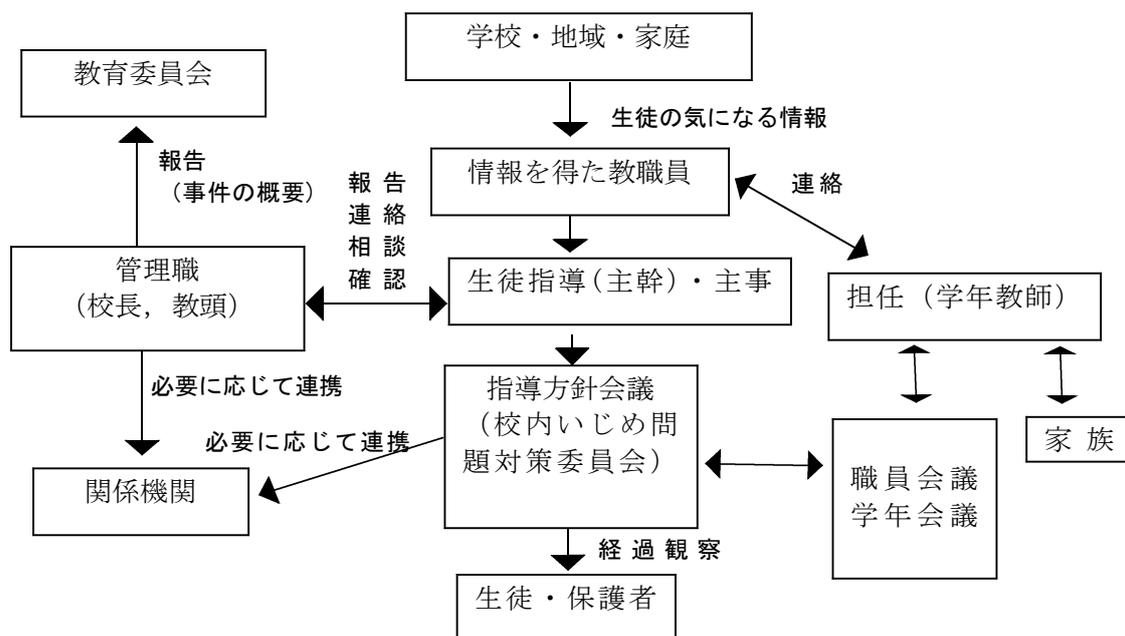
#### ④いじめられた生徒・保護者への対応

- 家庭訪問等により、生徒と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく他の学年職員（学年主任等）が同席するなど、複数の教職員で対応する。

#### ⑤学級・学年全体への指導

- いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

(2) 報告・連絡のルート



(3) 事後処理【継続指導】

①指導の継続

- 担任は、いじめられた生徒やいじめた生徒の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して生徒の成長を見守る。
- 関係した生徒の成長についての情報を教師間で定期的に交換し、共有化を図る。また、教師から声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。

②関係機関との連携

- 生徒に対する継続的なカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーや相談機関と連携する。
- 暴力や恐喝等を伴う深刻ないじめについては、早急に警察との連携を図る。

③再発防止または別事案防止への対応

- 学校では再発防止や別にいじめ事案等がないか、アンケート調査を行う。
- 授業づくりにおいて、**生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受・共感的人間関係の育成・自己決定の場の提供・安心安全な風土の醸成）を活かしたものに日常的に務める。**

## 6 重大事態時の対応

### (1) 重大事態

- ①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い。(生徒が自殺を企図した場合)
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。(年間30日を目安)

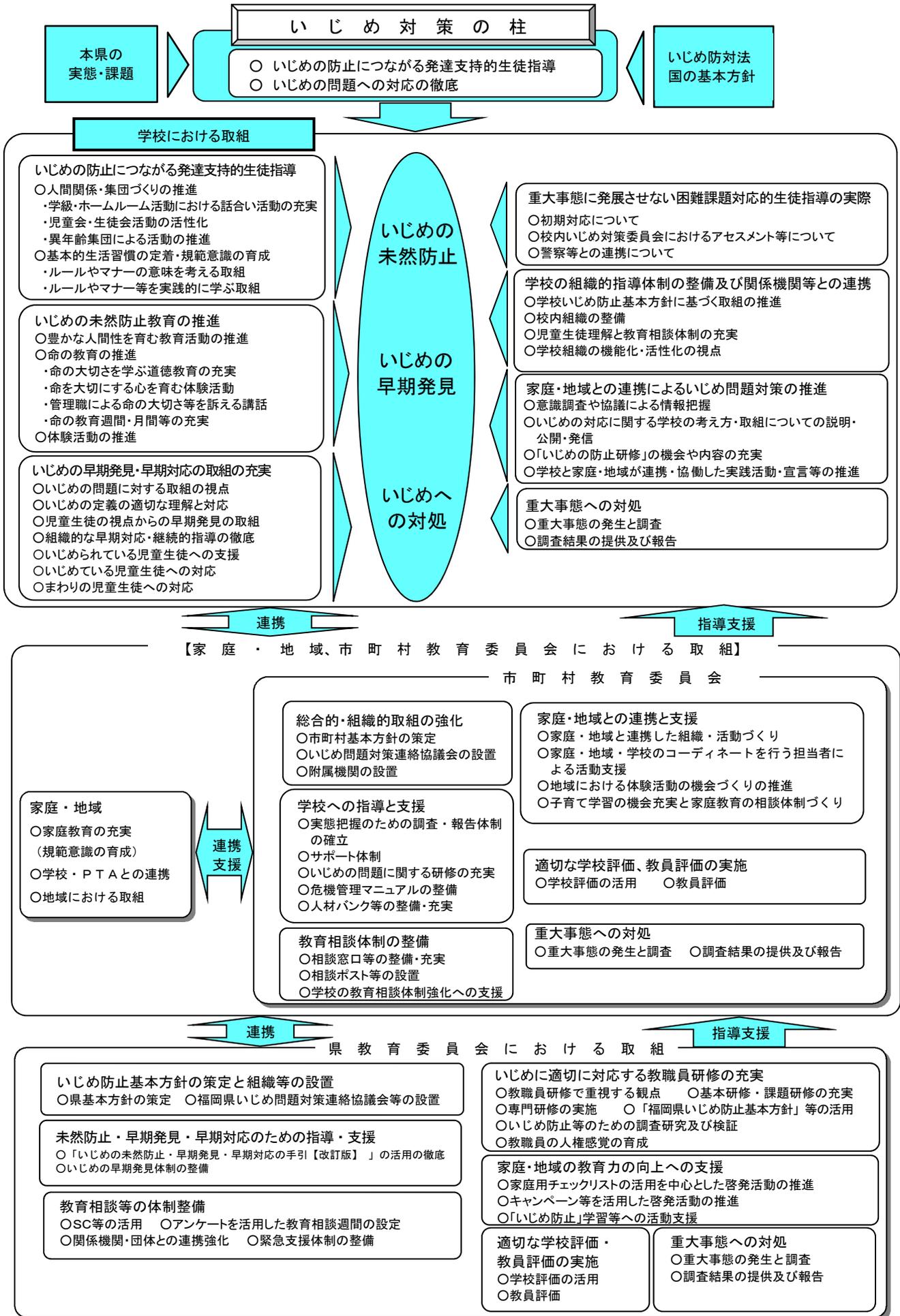
### (2) 対応

- ①直ちに、学校の設置者(宇美町教育委員会)に重大事態の発生を報告。(設置者は、町長等に報告)
- ②教育委員会の指示に従い調査の主体に基づき対応
  - 学校を調査主体とした場合
    - a 調査組織の設置  
メンバー 校内いじめ問題対策委員会+警察+指導主事+町顧問弁護士
    - b 調査の実施
    - c いじめを受けた生徒及び保護者に調査結果の情報提供
    - d 教育委員会への報告
    - e 調査結果をふまえた必要な措置
  - 教育委員会が調査主体となる場合
    - a 教育委員会の指示のもと資料提出など、調査に協力

### 【参考資料】

- 「図I-1 福岡県いじめ問題総合対策の概要」(福岡県いじめ問題総合対策～いじめしない させない 見逃さない～【令和7年改訂版】令和7年3月 福岡県教育委員会)
- 「いじめの重大自体の調査に関するガイドライン チェックリスト」(新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて(通知)6初児生第20号 令和7年3月6日 文部科学省)

【図 I-1 福岡県いじめ問題総合対策の概要】



## いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

## 【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

## ●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	□
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	□
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	□
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	□
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	□
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	□
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	□
<b>職能団体等との連携について</b>	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	□
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	□
<p><b>【公立学校の場合】</b></p> <p>職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。</p>	□
<p><b>【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】</b></p> <p>単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。</p>	□